

# あいち 分権通信

平成 30 年 9 月  
愛知県政策企画局企画課

- 「あいち分権通信」を発行して 3 年目。今年度も皆様に地方分権改革の取組や話題をお届けしていきたいと思ひます。
- 今号では、平成 29 年 11 月 20 日に栄ガスホールで開催した「平成 29 年度地方分権・道州制セミナー」での豊田市職員による提案募集方式<sup>\*</sup>を活用した豊田市における取組についての事例紹介の様子をお伝えします。
- また、国の平成 30 年地方分権改革に関する提案募集に対する愛知県提案などについてもご紹介しします。

## § 目次 §

- ✓ 平成 29 年度 地方分権・道州制セミナー結果概要（その 2）  
「提案募集方式を活用した地方分権改革の事例紹介－豊田市における取組－」…… P 1
- ✓ トピックス：地方分権改革を巡る最近の動向…………… P 4  
愛知県からの地方分権改革に関する提案の紹介

## 平成 29 年度 地方分権・道州制セミナー結果概要（その 2）

自治体の職員の皆様始め約 130 名の方にご参加いただいた平成 29 年度のセミナーについて、前号の「あいち分権通信」（平成 30 年 2 月発行）で、学習院大学法科大学院教授の大橋洋一氏の講演概要を紹介しました。

今号では、大橋氏に続いてご講演いただいた豊田市職員の社本学氏による講演概要をお伝えします。

## 「提案募集方式を活用した地方分権改革の事例紹介－豊田市における取組－」 （豊田市福祉部高齢福祉課主査 社本 学氏）

### 豊田市の紹介

私は昨年度まで地方分権改革の担当をしておりましたので、その縁で今、こういう場に立たせていただいています。本日は、豊田市の提案募集制度を活用した地方分権改革の取組ということですが、まず、豊田市の現状を紹介したいと思います。現在、最大の課題は高齢化です。豊田市の後期高齢者（75 歳以上）は 2010 年からの 30 年間でおよそ 2.5 倍になると言われています。一方で、病院や介護施設、介護人材を 2.5 倍にするのは容易ではありません。また、社会保障費の増加も避けられない状況です。これまで大きな税収源であった法人市民税も税制改正で国税化の



社本氏の講演

<sup>\*</sup>全国の地方公共団体等から制度改正の提案を広く募る国（内閣府）の制度

流れにあり、見通しは厳しい状況です。そうなったときに現在の公共施設やインフラをどう維持するかという話も出ています。

また、平成の大合併で豊田市は一気に広がった結果、まちの個性も非常に多様化し、一律の政策はなかなか通用しなくなりました。過疎化した農山村もあれば、高齢化が進んだ都市部もあります。

こういった多様な課題と向き合いつつ、まちづくりにあたっているのが現状です。

### 豊田市の提案募集制度における実績

平成26年に提案募集制度が始まって以来、豊田市は、愛知県内の市町村で唯一、毎年提案を出し続けています。これまで18件提案し、そのうち延べ7件が重点事項（有識者による提案募集検討専門部会において、集中的に調査審議される事項）に選ばれています。昨年度までの閣議決定で「実現もしくは対応可能」とされたものが7件、うち法改正が行われたものが3件です。毎年提案を出し続けている市町村は、全国的にも12しかないそうですので、頑張っている方だと言えるのではないのでしょうか。

それでは、これまでの提案から、具体的な事例を2つご紹介します。

### 事例（1）特定行政庁における定期点検の対象建築物・建築設備に関する規制緩和

建築主事の資格を持った公務員がいる自治体（特定行政庁）では、民間の建物については、定期点検すべき建物を指定することができますが、公共施設については、定期点検すべき建物が法定されており、自治体に裁量の余地がありませんでした。

つまり、豊田市内の民間の建物は、豊田市が点検すべき建物を指定することができますが、豊田市の持つ公共施設は国が定めたとおりに点検するしかない状態でした。例えば、不特定多数の方が使用しない倉庫について、同じ豊田市内でも民間のものは定期点検の対象外なのに、豊田市のものは対象ということでした。

一方で、もっと人が集まる公民館は対象となっていない。人とお金をかけて点検をするのですから、公民館など人が多く来る施設にその分を回したいと

考え、特定行政庁が自ら管理する建築物について点検対象を指定できるように法改正を求める提案をしました。

提案に対する国土交通省からの一次回答も二次回答も芳しくありませんでしたが、支障事例について数字を交えて粘り強く示し続けた結果、提案が認められる閣議決定があり、建築基準法の改正がなされることになりました。この改正により、安全、防火、衛生の観点から、特に必要と法令で定められた建物以外、例えば車庫については、豊田市のような特定行政庁が市の建築審査会の同意を得た上で、定期点検の対象外とすることが可能になり、自らの判断で真に安全確保が必要な建物の点検に経営資源を集中できるようになりました。

3. 事例（1） 特定行政庁における定期点検対象の規制緩和

①提案前の状況、支障事例

- 建築主事を置く市町村等では、自らが管理する建築物について、定期点検の対象建物等が一律に法定されている。
- 結果、安全上等の支障がなく、人の出入りが極端に少ない建築物（資料館の倉庫等）であっても定期点検を行わなければならない、コスト増。

例：法定点検の対象建物（提案前）

■みよし市、民間の建物  
 みよし市町村が重要なものを選んで決定  
 ①映画館  
 ②病院  
 ③ホテル  
 ④お店

■豊田市の建物  
 国が法律で決定  
 ①映画館  
 ②病院  
 ③ホテル  
 ④お店  
 ⑤マンション  
 ⑥寄宿舎  
 ⑦保健施設  
 ⑧学校  
 ⑨車庫

対象が異なる

必要か？

セミナー当日の配付資料より抜粋

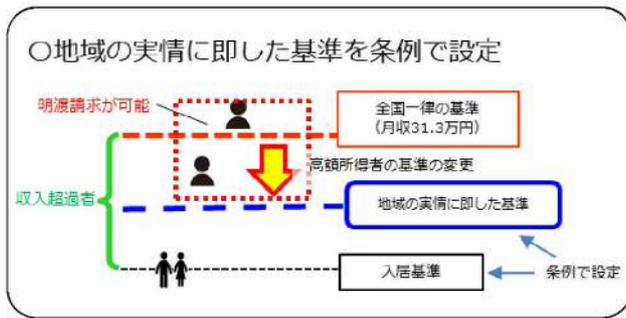
### 事例（2）公営住宅の明渡し請求に係る収入基準の条例委任

豊田市では、公営住宅の入居を希望しながら入居できない低所得の方がいる一方、比較的収入がある方が長く入居されているというジレンマがありました。入居の収入基準は、すでに条例に委任されていましたが、明け渡しの収入基準については委任されていませんでしたので、条例委任するよう提案を行い、3年かけて実現しました。

提案した平成26年は重点事項に選ばれたのですが、結果的に国土交通省の回答は対応不可になりました。27年も引き続き提案し、収入基準をいくらに改正するとこれだけの人が救われるといった具体的な主張をし続けました。入居者の権利が関わっているので、

国において慎重に検討が進められ、ついに、平成 29 年に公営住宅法施行令が改正され、公営住宅の明け渡し請求の対象となる高額所得者の収入基準について、一定の範囲内で自治体が条例で定めることができるようになりました。

これにより、その地域の入居待機者数や、民間住宅の確保のしやすさ、空き家の状況など実情に合った基準設定が可能になりました。



セミナー当日の配付資料より抜粋

### 豊田市における提案募集制度の活用

豊田市では提案募集制度の目的として、「国に意見を言える・仕事を変える職員と職場風土」を育てることを掲げて取り組んでいます。

提案募集にあたっては、幹部会議や職員個別の呼びかけなどで周知を図り、所属単位からだけでなく、職員個人からも、提案を受け付けて、募集期間もギリギリまで長くとしています。こうして出てきた提案について、内閣府の事前相談で意見をいただいたりして絞り込み、本提案として出しています。

提案が実現したら、幹部会議で市長から表彰を行っているのですが、この職員提案制度の発案者は市長で、職員に分権改革に参加してほしいという思いを強く持っています。

このように提案募集制度を「地方分権改革推進」とともに、「人材育成」と「職場風土改革」のツールとして活用している訳ですが、提案募集への取組を含め、豊田市では、チャレンジを大事にする人材育成方式を採っています。そのほかにも、改善提案制度、人事考課、先進実証といった取組も行っています。直接的には、行政サービスの効率化や産業振興などの方が目的ではありますが、こういうことに熱

心に取り組むことが、人材や職場風土を育てていくという考えです。私自身も昨年度までの経験から、まずは、自分の身の回りの仕事を見直すこと。それが、自分のまちのあり方、国と地方のあり方を見直すことができる、考えることができる職員を育てるのではないかと感じています。

日々何かおかしいなと思っていることを提案して、実際に国の省庁の職員と議論を交わして、変わるはずがないと思っていた法律や制度が変わるとするのは、貴重な経験になると思います。

### 5. 豊田市における提案募集制度の活用

#### ①活用概要

##### ▼ポイント

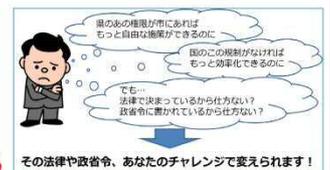
- ・提案募集制度を「地方分権改革の推進」とともに、「人材育成」と「職場風土改革」のツールとして活用
- ・職員提案制度の一環として実施
- ・積極的な呼びかけや庁内表彰、提案のハードルを下げる仕組み等の工夫

##### ◆名称

「国へのチャレンジ提案」  
※既存の職員提案制度に類似させている

##### ◆目的

- ①地方分権改革の推進
- ②人材育成、職場風土の改革  
「国に意見を言える・仕事を変える職員と職場風土」を育てる



セミナー当日の配付資料より抜粋

最後に先程ご紹介した定期点検の対象の建物の話ですが、話としてはすごく細かい話です。倉庫の点検もしっかりやって安全性を担保すべきだという考え方も正しいし、有益なことに金と人を使うべきだという考えも正しいと思います。

問題は、こういうことを決める権限が地方になければ、このような議論がなかなか地方で起こらないことだと思っています。国がそう決めているから、制度がこうなっているからと思考停止してしまうことなく、住民のためにという視点を持って議論を重ねていくという意味で、地方分権改革は必要なことだと感じています。提案の1つ1つは小さくても、愛知県全体、そして全国の自治体の動きがもっと活発になれば、大きな波になっていくのではないかと思います。

## トピックス：地方分権改革を巡る最近の状況

### ○「地方分権改革・提案募集方式に関する愛知県説明会」を内閣府が開催

平成30年4月18日に、内閣府主催の地方分権改革・提案募集方式に関する説明会が、名古屋国際センターで開催され、愛知県・岐阜県・三重県の45自治体から53名が参加しました。

### ○「第8次地方分権一括法」が成立

毒物及び劇物取締法などの15法律を改正する「第8次地方分権一括法」が、平成30年6月19日に成立し、6月27日に公布されました。この法律には、平成28年の本県の提案を踏まえた「不動産の鑑定評価に関する法律」の改正が盛り込まれ、「不動産鑑定士試験受験申込の都道府県経由を廃止」することとなりました。

### ○平成30年「地方分権改革に関する提案募集」に対し、愛知県から5件提案

内閣府の「地方分権改革に関する提案募集」に対し、愛知県からは「食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務の廃止」を始め5件を提案しました。また、県内市町村からは、豊田市の「放課後児童健全育成事業の基礎資格に係る実務経験（総勤務時間数）の見直し」など3件が提案されました。

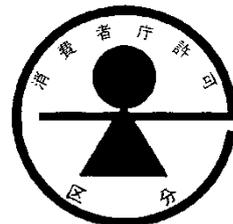
全国からは319件の提案が寄せられており、そのうち重点事項として51事項が集中的に調査審議されていますが、愛知県が提案した「食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務の廃止」についても、その一つとして関係府省で検討が行われています。

#### 愛知県からの地方分権改革に関する提案の紹介

##### 一食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務の廃止一

特別用途食品とは、乳児の発育や、妊産婦、病者などの健康の保持・回復などに適するという特別の用途について表示するものです。

特別用途食品の表示をして販売するには、健康増進法に基づき国の許可を受ける必要があります。許可申請書は、営業所（本社、研究所等）がある都道府県を経由して消費者庁に提出し、許可が下りた際には消費者庁から都道府県経由で申請者に許可書が送付されますが、審査は消費者庁で行われます。そのため、申請者が消費者庁へ直接申請するよう提案したものです。



特別用途食品の  
マーク

特別用途食品の制度は、平成14年に健康増進法が定められる前は栄養改善法等で定められており、昭和27年の栄養改善法制定時から申請書はその営業所所在地の都道府県を経由して国へ提出することとされていました。

提案の実現により、申請者から申請がなされた後、直ちに審査が開始されるなど事務が効率化されることを期待しています。

### ○夏の全国知事会議が北海道で開催

平成30年7月26日、27日に北海道札幌市において、全国知事会議が開催されました。地方分権や道州制に関して、政策要望や提言などが取りまとめられました。

○ ホームページ 分権型社会に向けて  
地方分権や道州制について、愛知県の主張・取組など最新の動向を紹介するとともに、Q&A形式でわかりやすく解説しています。  
URL <http://www.pref.aichi.jp/kikaku/bunken/index.html>

○ 出前分権教室を実施しています！  
地方分権・道州制に対する理解を深めていただくために、県民の皆様や大学・各種団体からの依頼に基づき、職員が出向いて説明しています。応募方法につきましては、左記ホームページをご覧ください。